

施設所有者・施設管理者のみなさまへ

おもいやり駐車場をつくりませんか？

# 駐車区画ご登録のお願い

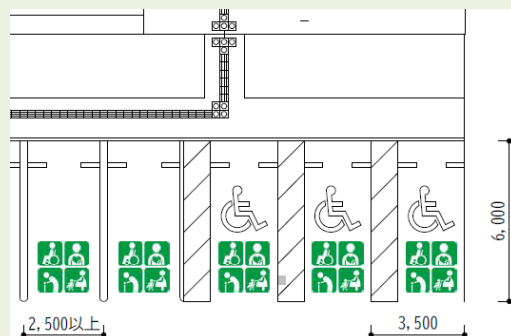
「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは？



身体に障がいのある方や、妊産婦・けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、各施設に「おもいやり駐車場」を設置いただき、必要な方に利用証を交付する制度です。

## 駐車区画の一部を「おもいやり駐車場」にしませんか。

- 建物の出入口に近く、傾斜していない駐車区画がご登録できます。  
(幅は 2.5m 程度以上が望ましいです。)
- すでに、「車いす使用者用区画」を設置している場合は、重ねて「おもいやり駐車場」として登録できます。
- 必要に応じて、「車いす使用者用区画」とは別に「おもいやり駐車場」を設けることもご検討ください。



シンボルマークの表示をして

「おもいやり駐車場」になります。



三重県 子ども・福祉部  
家庭福祉・施設整備課  
施設整備・ユニバーサル  
デザイン班

施設所有者・施設管理者のみなさまへ

# 駐車区画の登録方法

## 1. 「おもいやり駐車場登録届出書」を提出

「登録届出書」とあわせて、駐車区画に表示するステッカー等を請求する「物品調査票」を提出してください。

↓様式、提出先はこちら↓

<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/70426012527.htm>



## 2. 登録完了のご連絡をします

登録通知書、整備・管理の手引きを送付します。  
県ホームページへ登録施設が掲載されます。

## 3. 駐車区画へマークを表示します

ステッカー等の物品は、担当者より連絡のうえお渡しします。

カラーコーンや看板に貼る“ステッカー”を無償配布しています。  
(カラーコーン等は、各施設でご用意ください。)



路面シート用などのデータをお渡しします



適正に利用されるようご協力をお願いします

《 お問合せ先 》

三重県 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課  
施設整備・ユニバーサルデザイン班

TEL:059-224-3349 FAX:059-224-2270

メール:ud@pref.mie.lg.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/index.htm>

